

由布市告示第164号

平成21年第4回由布市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年11月18日

由布市長 首藤 奉文

- 1 期 日 平成21年11月25日
 - 2 場 所 挾間庁舎由布市議会議事堂
-

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 鷺野 弘一君 | 廣末 英徳君 |
| 甲斐 裕一君 | 長谷川建策君 |
| 二ノ宮健治君 | 小林華弥子君 |
| 高橋 義孝君 | 新井 一徳君 |
| 佐藤 郁夫君 | 佐藤 友信君 |
| 溝口 泰章君 | 西郡 均君 |
| 太田 正美君 | 佐藤 正君 |
| 田中真理子君 | 利光 直人君 |
| 久保 博義君 | 小野二三人君 |
| 生野 征平君 | 佐藤 人已君 |
| 渕野けさ子君 | |

○応招しなかった議員

工藤 安雄君

平成21年 第4回（臨時）由布市議会会議録（第1日）

平成21年11月25日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成21年11月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第96号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第97号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第98号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第99号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

追加日程（第1号の追加）

- 日程第1 発議第5号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第96号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第97号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第98号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第99号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

追加日程（第1号の追加）

日程第1 発議第5号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

出席議員（21名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 鷺野 弘一君 | 2番 廣末 英徳君 |
| 3番 甲斐 裕一君 | 4番 長谷川建策君 |
| 5番 二ノ宮健治君 | 6番 小林華弥子君 |
| 7番 高橋 義孝君 | 8番 新井 一徳君 |
| 9番 佐藤 郁夫君 | 10番 佐藤 友信君 |
| 11番 溝口 泰章君 | 12番 西郡 均君 |
| 13番 太田 正美君 | 14番 佐藤 正君 |
| 15番 田中真理子君 | 16番 利光 直人君 |
| 17番 久保 博義君 | 18番 小野二三人君 |
| 20番 生野 征平君 | 21番 佐藤 人已君 |
| 22番 瀧野けさ子君 | |

欠席議員（1名）

19番 工藤 安雄君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-----------|-----------|
| 局長 野上 安一君 | 書記 衛藤 哲雄君 |
| 書記 馬見塚量治君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 市長 …………… | 首藤 奉文君 | 副市長 …………… | 清水 嘉彦君 |
| 教育長 …………… | 清永 直孝君 | 総務部長 …………… | 吉野 宗男君 |
| 総務課長 …………… | 工藤 浩二君 | 総合政策課長 …………… | 相馬 尊重君 |
| 会計管理者 …………… | 佐藤 利幸君 | 産業建設部長 …………… | 佐藤 省一君 |
| 健康福祉事務所長 …………… | 秋吉 敏雄君 | 環境課長 …………… | 溝口 博則君 |

挾間振興局長 …………… 米野 啓治君 庄内振興局長 …………… 佐藤 和明君
湯布院振興局長 …………… 佐藤 和利君 教育次長 …………… 島津 義信君
消防長 …………… 浦田 政秀君

午前10時00分開会

○議長（**淵野けさ子君**） 皆さん、おはようございます。紅葉も最盛期を過ぎ、寒さも一段と厳しくなってきました。新型インフルエンザが、今この時期は大分県下でも流行の最大ピーク時期と報道されているようです。市民の皆さんとともに、お互い健康の保持には万全を期したいものです。

本日ここに、平成21年第4回由布市臨時会が招集されましたところ、議員各位には公私とも何かとご多忙のなか、ご出席を賜りましたことにお礼を申し上げます。

さて、本臨時会は議案4件が提案されております。よろしく審議方お願いいたします。

それでは開会に先立ち、本臨時会の招集者であります市長のあいさつをいただきます。市長。

○市長（**首藤 奉文君**） 皆さん、おはようございます。本日ここに、平成21年第4回臨時会の開会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。本日は、平成21年第4回臨時会を招集いたしましたところ、公私とも大変ご多忙のなか、議員皆様のご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

11月も終わりに近づきまして、湯布院地域では朝晩の冷え込みが一段と厳しくなりまして、朝の通勤時間帯に霜が降りている車も見受けられるようになりました。

さて、いよいよ本格的な冬を迎えるにあたり、新型インフルエンザ等の感染拡大が大変懸念されているところでございます。また11月12日の臨時会におきまして、淵野議員さんの議長就任をはじめとして、新しい由布市議会の体制が整いました。淵野議長さんのもとで、由布市議会がご発展、ご活躍されますように、ご期待を申し上げます。

1件報告でございますが、先日マスコミ報道等がございましたように、旧湯布院町の防災行政無線談合にかかる住民訴訟につきまして、最高裁判所から上告審として受理しない旨の決定通知を受けました。これによりまして、福岡高裁の判決内容、沖電気に対して1,278万円余の支払いを請求せよと。市が沖電気に対して支払請求を怠ることが違法であるということを確認するという決定通知が確定いたしました。今後の市の対応につきましては、地方自治法第242条第3項の規定によりまして、沖電気に対して支払いの請求をしたいと考えているところでございます。

さて、本臨時会では由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、など4件の条例改正を提案いたすこととしております。慎重なご審議をお願い申し上げますとともに、ご賛同い

たゞきますようお願ひ申し上げまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（**渚野けさ子君**） たゞ今の出席議員数は21人です。工藤議員から所用のため欠席届が出ております。定足数に達していますので、たゞ今から、平成21年第4回由布市議会臨時会を開会します。

執行部より、市長、副市長、教育長、各部長及び関係課長の出席を求めています。

議事日程は、お手元に配付の議事日程第1号により行います。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（**渚野けさ子君**） まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、3番、甲斐裕一君、4番、長谷川建策君の2名を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（**渚野けさ子君**） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思ひます。これに異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3. 議案第96号 由布市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第4. 議案第97号 由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について

日程第5. 議案第98号 由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について

日程第6. 議案第99号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

○議長（**渚野けさ子君**） これより議事に入ります。

日程第3、議案第96号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてから、日程第6、議案第99号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてまでの4件を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（首藤 奉文君） それでは、ただいま本臨時会に上程されました諸議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本臨時会でご審議をお願いいたします案件は、条例の一部改正4件でございます。

それでは、提案理由を順次ご説明申し上げます。最初に、議案第96号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、民間給与との間に格差が生じている状況を踏まえ、人事院勧告により実施される国家公務員の給料表の引き下げ及び期末勤勉手当の支給月数の引き下げに準じて、由布市職員の給与改定を行うものでございます。改正内容といたしましては、給料表が平均0.22パーセントの引き下げ。期末勤勉手当につきましては、年間の支給月数を現行4.5月から4.15月に、0.35月引き下げるものでございます。

次に、議案第97号、由布市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例の一部改正について及び議案第98号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第96号と同様の理由により、期末手当に関して、一般職員に準じて改正するものでございます。改正内容につきましては、期末手当につきまして、年間の支給月数を現行3.3月から3.05月に、0.25月引き下げるものでございます。

次に、議案第99号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の改正は、財政再建に向けた取り組みといたしまして、平成18年4月から実施してまいりました、市長、副市長及び教育長の給料月額削減措置が、本年9月末で期間満了したことに伴い、本年12月から再度、削減措置を実施するための条例改正でございます。

内容といたしましては、市長が月額10パーセント、副市長、教育長が月額7パーセントを削減措置するものでございます。

以上で、私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。詳細につきましては、担当部長及び担当課長からご説明を申し上げますので、何とぞ慎重なるご審議のうえ、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（淵野けさ子君） 次に、ただ今上程されました各議案について、一括して詳細説明を求めます。総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 総務課長でございます。詳細説明を申し上げます。

それでは、議案第96号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年11月25日提出、由布市長。提案理由、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて条例の改

正を行うものでございます。

裏面をお願いいたします。由布市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは第1条と2条を設けまして、第1条には、由布市職員の給与に関する条例（平成17年条例第56号）の一部改正を定めたものでございます。これにつきましては、12月支給する期末勤勉手当についての減額措置の改正でございます。第21条第2項中、「100分の160」を「100分の150」に改めるものでございまして、同条第3項中、「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改めるものでございます。これにつきましては、21条第2項が期末手当でございます。同条第3項というのが、再任用職員の分でございます。続きまして、第22条第2項第1号中、「100分の75」を「100分の70」に改めるものでございます。これは勤勉手当でございます。それから別表を次のように改めるということで、第5条関係の別表を次につけております。給料表の改正でございます。

続きまして、第2条、これは6月に支給する期末勤勉手当の減額でございます。第21条第2項中、「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中、「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改めるものでございます。第21条2項につきましては期末手当でございます。同条第3項というのは再任用職員の分でございます。次に、第22条第2項第2号中、「6月に支給する場合には」及び「12月に支給する場合には100分の40」を削るということで、再任用職員の勤勉手当でございます。附則といたしまして、この条例の第1条の規定につきましては、平成21年12月1日から。12月に支給する期末勤勉手当からの施行でございまして、第2条の規定につきましては、平成22年4月1日からの施行といたしております。次に給料表の改定状況をつけておるところでございます。給料表のあとのページで、第1条関係で期末手当の分を、第2条関係でこれも期末手当から勤勉手当の分、それぞれ新旧の対照表をつけておるところでございますので、ご参考にしていただきたいというふうに思っています。

続きまして、議案第97号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてでございます。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成17年条例第53号）の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年11月25日提出、由布市長。提案理由、一般職の職員の給与改定に準じて条例の改正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例ということで、2条からなっております。特別職の期末手当につきまして、第6条第2項中、「100分の170」を「100分の160」に改めるものと、第2条におき

まして、6月支給につきましては、「100分の160」を「100分の145」に改めるものでございます。第1条につきましては、平成21年12月1日から施行。第2条の規定につきましては、平成22年4月1日からの施行というふうになっております。次のページに新旧対照表をつけておりますので、ご一読をいただきたいというふうに思っているところでございます。

続きまして、議案第98号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてでございます。由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例（平成17年条例第55号）の一部を改正する条例を次のように定める。平成21年11月25日提出、由布市長。提案理由、一般職の職員の給与改定に準じて条例の改正を行うものでございます。次のページをお願いいたします。由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例、これも2条からなりまして、12月支給分と6月支給分に分けて改正をいたしております。1条につきましては、第4条第2項中、「100分の170」を「100分の160」に改正をするものでございます。第2条につきましては、6月支給分で、同じく第4条第2項中の「100分の160」を「100分の145」に減額をするものでございます。条例中、第1条の規定につきましては、平成21年12月1日から。第2条の規定につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。次のページに、それぞれ期末手当の、12月支給の改正と6月支給の改正を新旧対照表でつけております。

続きまして、議案第99号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてでございます。由布市長等の給与の特例に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を改正する条例を次のように定めるものでございます。平成21年11月25日提出、由布市長。提案理由、厳しい財政状況に対応するためでございます。次のページをお願いいたします。由布市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例ということでございまして、第1条中、「平成18年4月1日から平成21年9月30日まで」を「平成21年12月1日から平成25年9月30日まで」に改めるものでございます。附則といたしまして、公布の日から施行するというにいたしております。

これにつきましては、引き続き、12月から市長につきましては10パーセントの減額、副市長、教育長につきましては7パーセントの減額措置を、12月1日から25年9月30日まで減額措置をするということで、改正をお願いしたところでございます。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（淵野けさ子君） 以上で、詳細説明が終わりました。

お諮りします。ただ今上程され、議題となっております各案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思いますが、こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略し、全員による審議とすることに決定しました。

これにより審議に入ります。日程第3、議案第96号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） まず議案の別表、これも議案なんですけども、見えないんですね、別表、ページを繰ると。要するに、綴じしろのところに字があってですね、バインダーで綴じた人には見ることが出来ないということで。実はきのう、環境衛生組合議会があったんですけども、担当者がうちの決算書はどうでしょうかと、由布市のは見づらいですね、中にみな隠れてしまったということを言っていましたけども。恥ずかしいですね、やっぱりきちっとした議案を届けるというのは当たり前なことなんでね、こんな綴じしろに隠れてしまうような議案を平気で出すということはやって欲しくないです。

いくつかお尋ねします。まず1つは、これ準則があるのかどうか、その辺を1つ確認したいんですけども。1番目はそのことでお答えいただきたいんですけども。2つ目は、提案理由に人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に準じて条例の改定を行うとなっております。人事院勧告をずっと読んでみたのですが、どこにも地方にこれを適用する、地方がこれに準じて行いなさいということは一言も書いていないんですね。準じて行うということはどういうことを指しているのか、分かれば教えていただきたい。

3つ目は、給与改定以外の勧告内容ですね、例えば住居手当の廃止とか、超過勤務手当の見直し等がうたわれております。そういうのについては、どういう取り扱いになっているのか、仮に人事院勧告に準ずるといふ扱いがあるのなら、そのことについて教えていただきたいと思えます。それと準則が間違っているから国にやかましく言わんと悪いんですけども、第1条の一番下にですね、別表を次のように改めるといふふうに書いています。その口述では確かに、総務課長、第5条の別表については次のように改めると言いましたけども、条文として、きちっと第1条に給与の引き下げがあるのなら、由布市職員給与に関する条例の第5条の別表については次のように改めるとした条文にしないと。こんな、ものついでにね、22条でずっと述べた後に、別表を次のように改めるなんていうことを平気で書くということは、仮にこの準則がこの通りになっていけば国にやかましく言うべき問題ですよ。と、私は思います。

文章の中で分からないものは、第1条の同条3項中、「100分の85」を「100分の80」に改めるといふのがありますね。第2条で、また同じ3項中、「100分の80」を元の「100分の85」に改めるといふことで、元に戻っているんですね。その辺はどういうこ

とを指しているのかということが、私には理解出来ないんですけれども。再任用の、その率を一旦下げて、また元に戻すというのは何を意味するところなのか教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 総務課長。

○総務課長（**工藤 浩二君**） 12番議員さんにお答えいたします。1点目のご指摘でございます、議案の綴じしろの問題につきましては、今後こういうことのないように十分注意をしましてまいりたいというふうに考えております。

準則があるのかということでございますが、これにつきましては、特に準則等はきておりません。提案理由で、準じたということでございますが、全て国家公務員に準じるということとはございませんで、給料表等につきましては、全くではございませんが、導入している分については同じ改定でございます。改定内容の他のことにつきましては、ご指摘のように住居手当の廃止等がございました。それから時間外勤務手当の改正、労基法の改正に伴うものでありまして、これは国家公務員につきましては、住宅手当は廃止をするということでございます。国と地方との住宅事情が違うということで、大分県の人事委員会の勧告等を見ると廃止等が盛り込まれていないという状況もございまして、由布市といたしましても、住宅手当については準じるとは言いながら、住宅手当の廃止は入っていないということで。時間外につきましては、来年4月の施行でございますので、まだ時間がありますので検討をしましてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

それからもう1点ご指摘の、別表を次のように改めるということでですね、非常に粗い書き方であるということでございますので、これにつきましても今後は注意をしましてまいりたいというふうに考えております。

第21条第3項中、再任用職員に対する分でございます。「100分の140」を「100分の125」に改める分ですね、これは6月支給の分でございます。12月支給の分は「100分の160」を「100分の150」に…。

○議長（**渕野けさ子君**） 暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....

午前10時29分再開

○議長（**渕野けさ子君**） 再開します。総務課長。

○総務課長（**工藤 浩二君**） 大変申し訳ありませんでした。対照表の一番最後のところを見ていただきたいと思えます。第2条関係でございます。第3項の改正でございまして、ここで「100分の80」とあるのを「100分の85」に、0.85月になるということでござい

まして、これは期末手当でございます。そして、これはそういうことで増える状況になります。一番最後の勤勉手当のところですね、一番下の欄になります。再任用職員で、これまで6月に支給する場合は100分の35、12月に支給する場合は100分の45ということになっておりましたが、これを勤勉手当基礎額に100分の35ということで一本化したという状況になっておりますので、その分の調整で期末手当に0.05月分が上乘せになったという状況でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（**渚野けさ子君**） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（**12番 西郡 均君**） 反対討論を行います。いみじくも説明の中で言いましたように、必ずしも人事院勧告に準じているわけではないと。とりわけ、去年から地域給を導入してですね、地域でいろんな格差というので、こっちにやれば格差なんですけども、導入していいということになって、基本的にはそれぞれの都道府県の人事委員会の勧告、指導に各市町村も従っているようにあります。ちなみに、提案理由もその流れが分かるように、説明ではそういうふうに言っているわけですから、きちんと言うようにした方がいいと思います。

ただ、そうは言っても、このままでいいのかということ言えば、必ずしもそうではないと。民間といっても、これまで民間をリードしてきた公務員が、ここでこういうふうなことをやれば、一挙に経済的にも、先ほど全員協議会でも説明がありましたけれども、金額にしてかなりの金額なんです。そういうことをやると地域経済の冷え込みにまた水をぶっかけるというようなことになる。そういう点で、職員組合はどういう動きをしているのか知りませんが、基本的にはこういうやり方はやるべきではないと。そういう点で言えば、職員給与は現行のまま推移して、きちっと保障すると。なお、他の面で言えば、不均衡な部分については是正勧告がいろいろ出ていますね、人事院勧告で。そういう分については、やっぱり慎重に検討して早く対応するというのをやるべきだというふうに考えます。

とりわけ、非正規労働者についての勧告なんていうのは、やっぱりこれは重用すべきだというふうに考えます。そういうことも含めて、人事院勧告全体の中でこういうことがうたわれて、特にこういうことについては実施しますとか、やりませんとかいうような説明があつてしるべきじゃないかと思うのですけども、そういうことも含めて、今回の職員の給与に関する条例の一部改正については反対いたします。

○議長（**渚野けさ子君**） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） これで討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立19名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第96号、由布市職員の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第97号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第97号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第97号、由布市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第98号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渚野けさ子君**） 討論なしと認めます。

これより議案第98号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（**渚野けさ子君**） 起立多数です。よって、議案第98号、由布市教育委員会教育長の給与、勤務時間等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第99号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） 9月30日というのは、何か意味があるんですか。

○議長（淵野けさ子君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 12番議員さんにお答えします。当初の18年4月1日から21年9月30日までの減額期間でございますが、一応、市長任期が10月までということで、9月末での期間ということにしたということでございます。

○議長（淵野けさ子君） 12番、西郡均君。

○議員（12番 西郡 均君） まあ、10月29日ではおかしくなると、9月30日がいいんだという、この辺の、もう少し説得力のある説明をお願いしたいのですが。

○議長（淵野けさ子君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 今回は12月1日から、任期であります25年9月30日までということで、一応10月末でございますが、一応9月末にさせてもらったということでございます。ご理解をいただきたいと思います。（「理解出来んけん聞きよんをや」と呼ぶ者あり）

○議長（淵野けさ子君） 他に質疑はありませんか。13番、太田正美君。

○議員（13番 太田 正美君） 確認ですけど、今年度も市長は、10月の給料は元に戻った給料をいただいたわけですね。そうすると、この25年の10月も同じように1ヶ月、元に戻った給料を支払うことになるわけですね。

それと議案の97号とこの99号は関連してくるんですね、その確認だけを。12月1日起算日でどちらも関係してくるわけですね。

○議長（淵野けさ子君） 総務課長。

○総務課長（工藤 浩二君） 10月分につきましては、減額なしの分が支給されるという状況でございます。それから減額措置の関連でございますが、これにつきましても、給与改定後、給与改定減額された後の、改定後の金額で減額措置をするという状況になってまいります。

○議長（淵野けさ子君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（淵野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより議案第99号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔議員20名中起立20名〕

○議長（淵野けさ子君） 起立多数です。よって、議案第99号、由布市長等の給与の特例に関

する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ただ今、発議1件が提出されております。ついては、この提出案件1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、以上の1件は、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1. 発議第5号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（**渕野けさ子君**） それでは追加日程第1、発議第5号を上程します。

提出者に提案理由の説明を求めます。11番、溝口泰章君。

○議員（**11番 溝口 泰章君**） 提出者、溝口泰章でございます。発議第5号について、ご説明申し上げます。

発議第5号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び由布市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出します。平成21年11月25日、由布市議会議長渕野けさ子殿。

提出者、溝口泰章、賛成者、由布市議会議員、新井一徳、工藤安雄、太田正美、西郡均、佐藤郁夫、高橋義孝、以上6名。

提案理由、一般職、特別職の給与改定に準じ条例の改正を行うものであります。内容につきましては、裏面のとおり、第1条において、「100分の170」を「100分の160」、第2条において、第5条第2項の「100分の160」を「100分の145」に改める。詳細についての、現行、改正案の比較表は次のページにございますので、ご一読願いたいと思っております。以上です。

○議長（**渕野けさ子君**） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただ今の追加議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、全員による審議にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**渕野けさ子君**） 異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略し、全員による審議とすることに決定いたしました。

それでは追加日程第1、発議第5号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。

質疑はありませんか。6番、小林華弥子さん。

○議員（6番 小林華弥子君） 内容については、私は異議はないのですけれども、提案理由なんです、提案理由、一般職、特別職の給与改定に準じ条例の改正を行うということを提案理由にされていますが、議員報酬がなぜ一般職と特別職の給与改定に準じなければいけないのかというところと、昨今の由布市内の経済情勢を鑑みというようなお言葉があればいいなと思ったんですが、それがなかった。更には、一般職と特別職の給与改定の根拠が、先ほどの96号議案で12番議員さんが質問されたように、国家公務員の給与改定の人事院勧告を全部根拠にしているんですね。私は先ほど、反対討論で述べられたことも一理ありまして、人事院勧告が出たから、それに準じるのではなくて、いみじくも市長が最初に冒頭に言われた、民間との給与格差を考慮したということが一番の提案理由だったと思います。それを書かずに、国家公務員の人事院勧告を根拠にした一般職と特別職の給与改定に準じて議会議員の報酬まで、これに準じることはないのではないかなと思いますので、せめて議会の独立性を保つためにも、提案理由をこれ以外の提案理由がないのか、言っていただければと思います。

○議長（渕野けさ子君） 11番、溝口泰章君。

○議員（11番 溝口 泰章君） ただ今のご意見にお答えいたします。まず事実というものに則ってこの発議がなされたというふうにお考え下さい。事実というのは、一般職も特別職も、それがたとえ人事院勧告であろうと、自らの報酬を削って今回の提案、そして可決という流れがございます。

同様に我々議員も、その減額という事実には則って、給与改定、減額というふうに行われ、協議して、提案理由もこのように一般職、特別職の給与改定に準じ、ここには人事院勧告は入っておりません。条例の改正を行うという旨の提案理由になったところでございます。勿論、最初に議員おっしゃったように、給与の改定につきましては、当然昨今の社会情勢、そして、この由布市のおかれた情勢に鑑みて、この改定が行われている、これはもう当然でございます。そのことについて明言化して、文書を挿入するというのも考慮の中に入れるべきではございますが、議運の中におきましては、一般職も特別職も身を削っている、その事実から出発した議論だというふうにお考えいただきたいと思います。以上です。

○議長（渕野けさ子君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渕野けさ子君） 討論なしと認めます。

これより発議第5号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

[議員20名中起立20名]

○議長（**渕野けさ子君**） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上で、本臨時会の議事日程は全て終了いたしました。

市長、閉会のあいさつ。

○市長（**首藤 奉文君**） 平成21年第4回臨時会閉会にあたりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

本日は由布市職員の給与に関する条例の一部改正についてなど、4件の条例改正案につきまして、全て原案どおりご可決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、いよいよ本格的な冬が訪れてこうとしておりますが、議員皆様方にはこれからどうぞ健康にご留意をされまして、議員活動にご活躍されますようにご祈念を申し上げます。

なお、平成21年第4回定例会を12月8日に招集する予定になっておりますので、お伝え申し上げます、閉会にあたってのお礼のごあいさつにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（**渕野けさ子君**） 以上をもちまして、本日の第4回臨時会は終了いたしました。第4回定例会も12月初旬には開会の予定です。議員各位には健康にご留意のうえ、議員活動にお励みいただきますようお願い申し上げ、閉会にあたりお礼のあいさつといたします。

これにて、平成21年第4回由布市議会臨時会を閉会いたします。（拍手）

午前10時50分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員